

第4章 紛争および懲罰に関する手続き

第60条 紛争および懲罰に関する手続き

総則

1. 本規則第60条2項またはその他の規則もしくは規定で別途定めがない限り、本規則が原因で紛争が生じた場合、以下に定める規定に従って、解決を図り、あらゆる懲戒手続きを実施するものとする。
2. 以下に掲げる問題は本規則第60条に定める紛争および懲罰に関する規定の適用対象外とする。
 - (a) 本規則第3章ドーピング防止規則に従って下された決定が原因で紛争が生じた場合。ドーピング防止規則違反が原因で紛争が生じた場合を含むが、これだけには限定されない。かかる紛争は、本規則第42条に従って解決をはかるものとする。
 - (b) 本規則第1章に定める「賭博行為およびその他の腐敗防止規定違反」に関する違反は、WA倫理委員会が倫理規程（付属書を含む）に従って解決するものとする。
 - (c) 上記以外の倫理規程違反は、倫理規程（付属書を含む）に従って解決されるものとする。
 - (d) ある競技者の競技会参加資格に対し、当該競技会の開催前に異議が申立てられた場合。この場合は、本規則第146条1項に従い、技術代表の決定に対して、上訴審判に上訴を行う権利が認められる。上訴審判の決定（ただし上訴審判がない場合、または上訴が行われなかった場合は技術代表の決定）は最終的なものとし、一旦決定が下れば、スポーツ仲裁裁判所に対するものも含め、それ以降一切上訴を行うことはできない。当該競技会の開催前に満足のいく解決をはかることができず「条件付きで」競技会に参加することが当該競技者に対して認められた場合、当該事案はWAカOUNシルに付託するものとし、WAカOUNシルの決定を最終的なものとする。一旦決定が下れば、スポーツ仲裁裁判所に対するものも含め、それ以降一切上訴を行うことはできない。
 - (e) 競技が原因で紛争が生じた場合。ある競技の結果または行

為に対して異議が申立てられた場合を含むが、これだけには限定されない。この場合は、本規則第146条3項に従い、審判長の決定に対して、上訴審判に上訴を行う権利が認められる。上訴審判の決定（ただし上訴審判がない場合、または上訴が行われなかった場合は審判長の決定）は最終的なものとし、一旦決定が下れば、スポーツ仲裁裁判所に対するものも含め、それ以降一切上訴を行うことはできない。

競技者、競技支援要員およびその他の人が関与する紛争および懲罰に関する手続き

3. 各加盟団体および地域陸協は、特定の規則または規定で別途定めがない限り、本規則の下で、管轄下の競技者、サポートスタッフ、またはその他の者に関する紛争および懲罰に関する手続きが生じた場合、その如何にかかわらず、加盟団体によって構成または承認された聴聞機関による聴聞に付されるものとする旨を定めた条項をその憲章に盛り込むものとする。いかなる形であれ、本規則の下で、自らの管轄下にある競技者、競技支援要員、またはその他の人を巻き込んだ紛争が生じた場合、かかる紛争は、当該加盟団体が構成する聴聞機関、または当該団体が認可する聴聞機関の聴聞会に付託するものとする。かかる聴聞を行う場合は、以下の原則に留意しなければならない。当事者は、公平公正な聴聞機関において、適切な時期に聴聞を受けることができる。自分に対する嫌疑の内容を公正かつ適切な時期に知らされる権利を有する。証人の召喚および尋問も含め、証拠を提出する権利を有する。（自らの費用負担で）弁護士および通訳を雇う権利を有する。および理由を付した書面による決定を適切な時期に受け取る権利を有する。
4. 本規則第2章に定める懲罰の対象となるような行為があったとされる場合、以下の手続きが適用されるものとする。
 - (a) かかる申立てを文書化し、当該競技者、競技支援要員、またはその他の人が所属する加盟団体（またはその規則に従うことに合意した加盟団体）に提出する。この場合当該加盟団体は、時期を逸せず事実関係の調査を行うものとする。
 - (b) かかる調査の結果、当該加盟団体が、申立てを裏付ける十

分な証拠が存在すると判断した場合、かかる加盟団体は、当該競技者、競技支援要員、またはその他の人に対し、ただちにその嫌疑の内容を知らせるとともに、決定が下りる前に聴聞を受ける権利があることを通知しなければならない。かかる調査の結果、当該加盟団体が、当該競技者、競技支援要員、またはその他の人の違反行為を裏付ける証拠が不十分であると判断した場合、かかる加盟団体は、WAに対してただちにその旨を通知するとともに、申立て取下げを決定した理由を書面で知らせなければならない。

- (c) 第2章に定める懲罰の対象となるような行為があったとされる場合、当該嫌疑をかけられた競技者、サポートスタッフ、またはその他の者は、通常、その通知を受けてから7日以内に、問題とされた行為に関する釈明書を提出しなければならないものとする。所定の期間内に釈明が行われない場合、または適切な釈明が行われない場合、当該競技者、サポートスタッフ、もしくはその他の者は、決定が下されるまで管轄の加盟団体によって暫定的資格停止処分に処せられる場合がある。かかる暫定処分が科された場合、直ちにその旨、WAに通知されるものとする。加盟団体が暫定的資格停止処分を科すことができなかつた場合は、代わりにWAが同処分を科すことができる。暫定的資格停止処分を科す旨の決定に対して上訴を行うことはできないが、当該競技者、競技支援要員、またはその他の人は、本規則第60条4項(e)に従い、所属する加盟団体の聴聞機関において正式な簡易聴聞を受けることができる。
- (d) 処分通知を受けた競技者、サポートスタッフ、またはその他の者が、かかる通知受領後14日以内に、管轄の加盟団体またはその他の機関に対して、聴聞を希望する旨、書面で意思表示しなかつた場合、聴聞を受ける権利を放棄し、本規則の規定に違反したことを認めたものと見なされる。
- (e) 競技者、競技支援要員、またはその他の人が、聴聞会を希望する旨を意思表示した場合は、規則違反が疑われる当人に対して、すべての関連証拠を提出しなくてはならない。また嫌疑内容の通知後2カ月以内に、本規則第60条3項に定める

原則に基づき、聴聞会を開かなくてはならない。聴聞会開催日が決定し次第、当該加盟団体は WA にその旨を通知するものとし、WA はオブザーバーとして聴聞会に出席する権利を有するものとする。WA がオブザーバーとして聴聞会に出席したり、その他の形で当該事案に関与したりしたとしても、そのために本規則第 60 条 13 項および本規則第 60 条 15-16 項の下で、決定に対して CAS に上訴を行う権利が損なわれることはない。

(f) 証拠を審査した結果、加盟団体の関連聴聞機関が、当該競技者、競技支援要員、またはその他の人が当該規則または規定に違反したとの決定を下した場合、かかる聴聞機関は、カウンシルが作成したガイドラインに定める期間、国際競技会および国内競技会で競技する資格を剥奪する旨を当人に言い渡すか、もしくはカウンシルにより承認済みの制裁のなかで適用可能な他の制裁を課すものとする。競技者、競技支援要員、またはその他の人が聴聞を受ける権利を放棄した場合は、加盟団体が、カウンシルが作成したガイドラインに定める期間、国際競技会および国内競技会で競技する資格を剥奪する旨を当人に言い渡すか、もしくはカウンシルにより承認済みの制裁のなかで適用可能な他の制裁を課すものとする。かかるガイドラインが存在しない、もしくはカウンシルにより承認済みの他の制裁がない場合は、事情に応じ、当該聴聞機関または加盟団体のいずれかが、当人の資格剥奪期間または他の制裁内容を決定するものとする。

(g) 加盟団体は、決定を下した日から 5 就業日以内に、WA に対して書面で決定の内容を通知しなければならない（かつ決定の理由を記した文書の写しを WA に送付しなければならない）。

5. 加盟団体が聴聞会の実施を（加盟団体内外の）団体、委員会、または裁決機関に委託する場合、または理由の如何を問わず、加盟団体外部の国の団体、委員会または裁決機関が、本規則に従い、競技者、競技支援要員、またはその他の人に対して聴聞を行う責任を有する場合、本規則第 60 条の目的においては、かかる団体、委員会、または裁決機関が下した決定を加盟団体の下した決定

とみなすものとし、「加盟団体」という表記はかかる団体等を指すものとして解釈する。

加盟団体と WA 間の紛争

6. いずれかの規則または規定に別段の定めがない限り、各加盟団体は、加盟団体と WA 間の紛争はすべてカウンシルに付託する旨を定めた条項をその憲章に盛り込まなくてはならない。カウンシルは、当該事案の事情に応じて、紛争の最終的決定を下すための手順を定めなくてはならない。
7. WA が本規則違反を理由に加盟団体の資格停止を求める場合は、当該加盟団体に対し、事前に資格停止の根拠を書面で通知しなければならない。また憲章第 14 条 10 項に定める手続きに従い、当該事案について聴聞を受ける合理的な機会を当該加盟団体に与えなければならない。

加盟団体間の紛争

8. 各加盟団体は、他の加盟団体との紛争はすべてカウンシルに付託する旨を定めた条項をその憲章に盛り込まなくてはならない。カウンシルは、当該事案の事情に応じて、紛争の最終的決定を下すための手順を定めなくてはならない。

本規則第 60 条 4 項における決定に対する上訴

9. 本規則第 60 条 4 項に従って下された決定については、いずれに対しても、以下の定めに従って上訴を行うことができる。かかる決定は、別段の定めがない限り、上訴期間中もすべて効力を持ち続けるものとする（本規則第 60 条 21 項参照）。
10. 本規則第 60 条 4 項の下で上訴を行うことができるのは、以下の決定が下された場合に限定するものとする。
 - (a) 本規則第 2 章の規定に基づき、競技者、サポートスタッフ、またはその他の者に資格なしとする決定を加盟団体が行った場合。
 - (b) 本規則第 2 章の規定に基づき、競技者、サポートスタッフ、またはその他の者に資格ありとする決定を加盟団体が行った場合。
 - (c) 競技者、サポートスタッフ、またはその他の者が本規則に違反したとする決定を下したにもかかわらず、加盟団体が、カ

ウンシルに承認されたガイドラインに基づく適切な制裁を科さなかった場合。

(d) 競技者、サポートスタッフ、またはその他の者が本規則に違反したとする判断を裏付ける十分な証拠がないとする決定を加盟団体が行った場合。

(e) 本規則第60条4項の下で加盟団体が聴聞会を開催した場合で、当該競技者、競技支援要員、またはその他の人が、かかる聴聞会の実施または結論において、加盟団体が過ちを犯している、または誤った結論に達していると判断した場合。

(f) 本規則第60条4項の下で加盟団体が聴聞会を開催した場合で、WAが、かかる聴聞会の実施または結論において、加盟団体が過ちを犯している、または誤った結論に達していると判断した場合。

11. 国際的レベルの競技者（またはその競技支援要員）が関与している場合、加盟団体の関連団体が下した決定については、本規則第60条22項～第60条27項に定める規定に従い、CASに対してのみ上訴を行うことができる。

12. 国際的レベルの競技者（またはその競技支援要員）が関与していない場合、加盟団体の関連団体が下した決定については（本規則第60条16項が適用される場合を除き）、当該加盟団体の規則に従い、国内レベルの上訴機関に対して上訴を行うことができる。加盟団体は、以下の原則に留意した国内レベルの上訴手続きを定めていなくてはならない。当事者は、公平公正で独立した聴聞機関において、適切な時期に聴聞を受けることができる。（上訴人自身の費用負担で）弁護士および通訳を雇う権利を有する。また理由を付した書面による決定を適切な時期に受け取ることができる。国内レベルの上訴機関の決定については、本規則第60条15項に従い、CASに対して上訴を行うことができる。

決定に対して上訴する権利がある当事者

13. 国際的レベルの競技者（またはその競技支援要員）が関与している場合、以下の各号に定める者は決定に対してCASに上訴を行うことができる。

(a) 決定の名宛人たる競技者またはその他の人

- (b) 決定の他方当事者
 - (c) WA
 - (d) IOC (決定がオリンピックの参加資格に影響する場合)
14. 国際的レベルの競技者(またはその競技支援要員)が関与していない場合、決定に対して国内レベルの上訴機関に上訴を行うことができる者は、加盟団体の規則に定める通りとする。ただし少なくとも以下の者が含まれていなくてはならない。
- (a) 決定の名宛人たる競技者またはその他の人
 - (b) 決定の他方当事者
 - (c) 加盟団体
- WAは、決定に対し、国内レベルの上訴機関に上訴する権利を持たないが、かかる機関の行う聴聞会にオブザーバーとして出席する権利を有するものとする。ただしWAがオブザーバーとして聴聞会に出席したとしても、そのために、国内レベルの上訴機関が下した決定に対し、本規則第60条15項の下でCASに上訴を行う権利が損なわれることはない。
15. 国際的レベルの競技者(またはその競技支援要員)が関与していない場合、以下の各号に定める者は、国内レベルの上訴機関が下した決定に対し、CASに上訴を行うことができる。
- (a) WA
 - (b) IOC (決定がオリンピックの参加資格に影響する場合)
16. 国際的レベルの競技者またはその競技支援要員が関与しておらず、以下の各号のいずれかに該当する場合、WAおよびIOC(決定がオリンピックの参加資格に影響する場合)は、加盟団体の関連機関が下した決定に対し、直接CASに上訴を行う権利を有する。
- (a) 当該加盟団体が、国内レベルでの上訴手続きを定めていない場合。
 - (b) 本規則第60条14項に定めるいずれの当事者も、加盟団体の国内レベルの上訴機関に対して上訴を行わない場合。
 - (c) 加盟団体の規則にかかる規定が盛り込まれている場合。
17. 本規則の下で上訴を行う者は、上訴対象の決定を下した機関から関連情報すべてを入手するために、CASの支援を受ける権利

を有する。また CAS より要請があった場合、かかる機関は当該情報を提供しなくてはならない。

CAS への上訴における被上訴人

18. 本規則の下で CAS に対して上訴が行われた場合、その被上訴人となるのは、原則として、上訴対象の決定を下した者とする。加盟団体が、本規則第 60 条 5 項の下で聴聞会の実施を別の団体、委員会、または裁決機関に委託していた場合は、当該加盟団体が、その決定に対する上訴の被上訴人となる。

19. CAS に対する上訴において WA が上訴人の立場にある場合、WA は、追加の被上訴人として、決定の影響を受ける競技者、競技支援要員、またはその他の人を含め、自ら適切と判断した他の上訴当事者と共同することができる。

20. WA が CAS に対する上訴の当事者ではない場合でも、自ら適切と判断した場合は、正式な当事者として上訴に参加することができる。WA が上訴に参加することを選び、かつ上訴における立場が共同被上訴人である場合、WA は被上訴人と共同で、仲裁人を選任する権利を有する。仲裁人の選任をめぐる意見が対立した場合は、WA の意向を優先するものとする。

WA による CAS への上訴

21. ある事案を CAS に上訴すべきか否か（または WA が本規則第 60 条 20 項の下で CAS への上訴に当事者として参加すべきか否か）をめぐる WA の決定は、カウンスルまたはその指名を受けた者が下すものとする。またその必要がある場合、カウンスル（またはその指名を受けた者）は、同時に、CAS の決定が出るまでの間、当該競技者を資格停止処分とすべきか否かの決定を下すものとする。

CAS における上訴手続き等

22. カウンスルが別途決定した場合を除き、上訴人は、上訴対象となる決定の理由について書面で通知を受けた日（WA が上訴人となりうる場合は、英語またはフランス語の通知とする）、または本規則第 60 条 14 項に従い、国内レベルの上訴機関に上訴を行った場合の上訴期限の最終日から 30 日以内に、CAS に対して上訴状を提出しなくてはならない。WA が上訴人ではない場合、上

訴人は、CASに上訴状を提出すると同時に、その写しをWAに送付しなければならない。上訴状の提出期限から15日以内に、上訴人はCASに対して上訴理由書を提出しなくてはならず、被上訴人は上訴理由書を受け取った日から30日以内に、答弁書をCASに提出しなくてはならない。

23. CASに付託された上訴は、当該事案により提起された論点を新たに再審理する形式で行うものとし、CASパネルは、当該加盟団体の裁決機関が下した決定に誤りがある、または手続上の不備があると判断した場合、かかる裁決機関の決定を自らの決定と差し替えることができる。いずれの場合も、CASパネルは、異議の申立てられた決定における制裁措置を追加または強化することができる。
24. CASに付託された上訴にWAが関与している場合、CASおよびCASパネルはWAの憲章、規則、および規定の拘束を受けるものとする。CASの現行規則が、WAの憲章、規則、および規定に抵触する場合は、WAの憲章、規則、および規定を優先する。
25. CASに付託された上訴にWAが関与している場合、モナコ公国の法律を準拠法とする。また当事者が別途合意した場合を除き、仲裁は英語で行うものとする。
26. CASパネルは、状況に応じ、CASへの上訴において発生した費用またはその費用に対する負担金の支払いを、いずれかの当事者に対して命じることができる。
27. CASの下した決定は最終的なものであり、すべての当事者および加盟団体に対して拘束力を有する。またCASの下した決定に対しては、一切の上訴権は認められない。CASの下した決定はただちに発効し、いずれの加盟団体も、かかる決定を発効させるために必要なすべての行動を取らなくてはならない。CASに上訴が付託された事情ならびにCASの決定については、事務総長が全加盟団体に送付する次回の通知に記載するものとする。